

大和市教育委員会訓令第1号

庁中一般、各かい

大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

大和市教育委員会

委員長 青 蔭 文 雄

大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

大和市教育委員会事務決裁規程（昭和43年大和市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中「しなければならい」を「しなければならない」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

（教育長職務代理者による事務処理の特例における決裁）

第13条 第2条から第12条まで並びに別表第1及び別表第2の規定は、事務委任規則第6条第1項の規定に基づき、教育長職務代理者による事務処理の特例を適用する場合に準用する。この場合において、第2条、第5条、第7条第3項及び第8条第1項並びに別表第1決裁事項\決裁者の項及び別表第2決裁事項\決裁者の項中「教育長」とあるのは、「教育部長」又は「教育総務課長」と読み替えるものとする。

別表第1（1）文書関係例規文書令達文書の項を次のように改める。

令達文書					指令及び命令	
------	--	--	--	--	--------	--

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）

附則第2条第1項の場合においては、この訓令による改正後の大和市教育委員会事務決裁規程第13条の規定は適用しない。